

市社会福祉協議会では独身男女の
素敵な出会いを応援するため、
婚活パーティーを開催します。

やとみ ふく婚パーティー

開催

今回は食品サンプルづくりやフリータイムで交流を深めます。素敵な出会いを!
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止または変更となる場合があります。

とき 11月23日(月・祝) 午後1時30分～5時頃
(午後1時～受付開始)

ところ 総合福祉センター 2階 研修室

対象者 年齢…おおむね25歳～40歳代までの独身の方
男性…市内に在住または在勤の方、弥富市結婚相談所に登録している方
女性…婚姻後、市内に定住を希望する方

定員 男女とも12名程度 ※参加希望者多数の場合、抽選となります。

参加費 男性 2,000円 女性 1,000円 ※当日支払い

申込期限 11月6日(金)

申込方法 参加申込書に必要事項を記入し、持参、FAX、郵送でお申し込みください。ホームページ「あいこんナビ」のフォームからも申し込みが可能です。
※申込書は、市社会福祉協議会および市役所市民協働課窓口、または両ホームページからダウンロードできます。



～新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて～
安心してパーティーへ参加していただけますよう、以下の対策を講じて開催いたします。
・開催時間の短縮、参加定員の縮小
・参加者へのフェイスシールドの配布
・他の参加者との距離を保った会場レイアウト

申・問 市社会福祉協議会 〒498-0021 鯛浦町上本田 95 番地 1
☎65-8105 FAX65-8002 HP <http://www.shakyo.or.jp/hp/1069/>

結婚相談の案内

登録されている方で
1組ご成婚されました!

毎月1回無料の結婚相談を行っています。
結婚を希望される方に、気軽に相談できる場や出会いの場を提供します。相談は秘密を厳守し、誠意を持って対応しますので、安心してご利用・ご相談ください。

とき 毎月第2水曜日 午後1時～4時 **その他** 相談は無料(予約制)
ところ 総合福祉センター **申・問** 市社会福祉協議会
対象者 結婚を希望する満20歳以上の独身の方 ☎65-8105
FAX65-8002

～新婚世帯に最大30万円支援します～
弥富市結婚新生活支援補助金

市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、新居となる住宅の取得費用や賃借費用、引越しかかった費用の一部を補助します。

対象となる世帯

下記のすべてを満たす新婚世帯

- 令和2年1月1日～令和3年2月28日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- 婚姻を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。(申請時点で夫婦とも市内に住んでいること)
- 夫婦の年間所得合計(平成31年1月1日～令和元年12月31日分)が340万円未満であること。
(※1、※2)
※1 夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして、夫婦の所得を算出します。
※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
- 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- 市税を滞納していないこと。



対象となる経費

令和2年1月1日～令和3年2月28日の間に支払った、次の①～③の費用が対象となります。

- 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の費用
※土地代・増改築費・リフォーム費を除く
- 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料) ※勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- 婚姻を機に、市内の新居へ引っ越すためにかかった費用(引越業者または運送業者へ支払った実費)
※家具家電購入などは除く

申請期限

令和3年3月1日(月)
ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

申請に必要な書類

★印 … 市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

- ・補助金交付申請書
- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ★
- ・夫婦2人分の所得証明書(平成31年1月1日～令和元年12月31日分) ★
- ・夫婦2人分の滞納なしの証明書 ★
- ・【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの
- ・【申請時において無職であり、所得がない場合】離職票、退職証明書
- ・【住居費(購入)の場合】売買契約書および領収書
- ・【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書および領収書
- ・【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ・【引越費用の場合】引越費用がわかる領収書

申・問 市役所市民協働課(内線432)

